

令和 6 年 9 月 1 1 日開会

令和 6 年 9 月 2 0 日閉会

令和 6 年

第 3 回 定例会 会議録

(2 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開議 午後 0 時58分

○議長（谷 康男君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後 0 時59分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第 5 3 号に対する決算特別委員会審査報告について

○議長（谷 康男君） 日程第 1、議案第53号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。三木委員長。

○決算特別委員長（三木 卓君） 令和 6 年 9 月20日。小豆島町議会議長谷康男殿。決算特別委員会委員長三木卓。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月11日に付託された令和 5 年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

委員会開催年月日。令和 6 年 9 月13日、17日、18日。

審査の経過。理事者の出席を求め、令和 5 年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり、決算書、施策の成果及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

件名及び審査の結果。議案第53号令和 5 年度小豆島町歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第53号令和5年度小豆島町歳入歳出決算認定について反対の立場で討論を行います。

決算の中で、低所得者への生活支援特別給付金や事業者への物価高騰対策給付金支給などが行われたこと、また給食費の無償化などが行われたことなどは評価するものです。しかし、燃料や食料品などの物価高騰が止まらないのに、給料は上がり町民の暮らしがますます大変になっている中、特別職、議員の報酬が引き上げられたことは町民の理解が得られないと考えます。さらなる町民の生活支援が必要だと思います。

また、国の同和対策事業特別措置法が失効しているのに、法的根拠のない啓発活動補助金などの同和対策事業が続けられています。同和対策事業は廃止し、一般施策に移行すべきです。

さらに、プライバシーの侵害につながるマイナンバーカード関連の支出にも賛成できません。特にカードの取得と保険証との一体化を事実上強制される保険証廃止は、任意であるマイナンバーカード取得を強制することになり大きな問題です。介護支援を必要とする高齢者や障害を持つ方々が事実上排除されることになり、無保険扱いを大量に生み出し、住民生活に深刻な影響を与えたいと思います。

また、高齢者を75歳という年齢だけで区別してあらゆる医療保険から切り離すという高齢者医療制度は廃止すべきであることから、後期高齢者医療にも反対です。以上で令和5年度決算認定に対する反対討論を終わります。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下淳議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第53号令和5年度小豆島町歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

本決算は、次代に夢をつなぐ持続可能なまちづくりを目指し、給食費無償化などの子育て支援施策や観光施設等の整備、新型コロナウイルス感染症及び原油物価高騰対策など、住民生活に密接に関係する事業を確実に執行しているものと考えます。

また、同和問題については、今なお完全な部落差別の解消には至っておらず、地方公共団体はその実情に応じた施策を推進する責務があります。

行政デジタル化の推進に向けてマイナンバー制度は不可欠な制度であり、マイナンバー

カードの普及や行政手続の簡略化に向けた利活用の促進、制度の厳格な運用を図るために必要な予算の執行です。

各特別会計、企業会計においても、我々議会の議決によって成立した予算に基づき、経費節減に努め効率的かつ効果的に執行し、事業を行ったものと考えます。よって、私は議案第53号に賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第53号令和5年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第53号令和5年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定されました。

お諮りします。

日程第2の総務建設常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。総務建設常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第2の総務建設常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。総務建設常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第2 議案第56号～第60号に対する総務建設常任委員会審査報告について

○議長（谷 康男君） それでは、日程第2、議案第56号から60号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○総務建設常任委員長（安井信之君） 令和6年9月20日。小豆島町議会議長谷康男殿。
総務建設常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月11日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和6年9月18日。

2. 審査の経過。議案について、担当課の出席を求め、詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第56号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第57号小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第58号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第59号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第60号小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者の指定について。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第56号から議案第60号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから議案第56号から議案第60号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第56号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第56号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

物価高騰の中で、暮らしが本当に大変な中、住民の負担増となる条例には反対です。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、議案第56号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

オリーブ公園の体験実習室、またオリベックスうちのみの宿泊料の改正につきましては、近年のエネルギーコストや物価の高騰により所要経費が増大している現状から、利用者の方にも適正な負担をいただき健全な施設運営を図ろうとするものでありますので、私は議案第56号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第56号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第57号小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

先ほども述べましたように、住民の負担増となるこの条例には反対です。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、議案第57号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

小豆島オートビレッジYOSHIDAの浴場について最も安価に利用できる定期券は廃止となりますが、今後も町民の方限定の回数券は利用できるなど、町民の方への配慮が見られる改正であります。利用者の方には適正なご負担をいただきながら施設の健全な運営に努める必要があることから、私は議案第57号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第57号小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第58号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第58号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

先ほども述べましたように、物価高の中、町民への負担増には反対です。特にサン・オーリーブ温泉は町民の健康と福祉に寄与する施設であり、ご家族で利用されている利用者からは、もう家族では利用できなくなるというような声もいただいております。今まで安価で利用できていたのに、それが回数券になって高くなると、急にその金額が大きくなるということでそういう声があります。以上のことから、この議案第58号には反対いたします。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、議案第58号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

小豆島町健康生きがい中核施設については、これまで浴場の利用料を利用者の公平を考慮した料金体系になるよう検討してほしいと指摘した経緯もあり、利用料の改正により経常的な赤字の縮小に努めることは必要と考えます。また、ホールをはじめとした利用料金についても、料金体系を見直され負担が増加する利用者もおられますが、近年のエネルギーコストまた物価高騰による所要経費が増大している現状から、利用者の方にも適正な負担をいただきながら施設の健全な運営に努める必要性があります。

先ほど、温泉の利用料が高くなるというふうなことから、公衆浴場の料金並みになるというふうなことで、いろいろな温浴施設がある中でそれはまだ割安なのかなと思って

おります。したがって、私は議案第58号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第58号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第59号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について反対いたします。

理由は、先ほども述べましたように、住民への負担増となるからです。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、議案第59号について賛成の立場で意見を申し上げます。

このたびの条例改正に伴う利用者負担の増額に関しては、原価の物価高騰、また電気料金等の所要経費の変動に対応した適正な利用者負担を求めるため、当該施設の室料などの上限額を見直すものであり、特に収益性の高い宿泊施設については室料を見直すとともに、設備、施設の品質を維持した上で、しっかりと収益を確保することで健全な施設運営を図ろうとするものでございます。

また、こういうふうな料金を改定することによって、ふるさと村の職員の賃金の維持、全員協議会でありましたが賞与がないというときもありましたし、そういうな分に寄与すると思いますので、私は議案第59号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第59号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第60号小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者の指定について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 議員派遣の件について

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣について、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第4から日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第4から日程第6を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員会委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和6年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後1時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員